

避難実施要領のパターン

(避難誘導マニュアル)

舟形町

事態に応じた避難実施要領のパターン

- 1 屋内避難（短期）
- 2 屋内避難（長期）
- 3 域外避難
- 4 域外避難

■パターン 1

避難実施要領	
舟形町長 月 日 時 分現在	
屋内避難(弾道ミサイル)	
1 県からの避難の指示の内容	
(別添として省略する。略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和 年 月 日 :
発生場所	東北地方全域
実行の主体	某国
事案の概要と被害状況	県対策本部長は、弾道ミサイル発射の兆候があることから、発射された場合に備えた対応を講じることができるよう、あらかじめ警報を発令し、避難措置の指示（屋内）を行った。
今後の予測・影響と措置	弾道ミサイルが発射された場合、速やかに発射方向と着弾予想地域の情報を国、都から入手し、住民に対し、堅ろうな建物や地下施設等への屋内避難を防災放送塔、緊急速報メール、広報車等により即座に伝達する。 その際、住民に対し、テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報入手を呼びかける。
気象の状況	天候：____ 気温____℃ 風向____ 風速____m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	舟形町全域（東北地方全域）
避難先と避難誘導の方針	避難先は最寄りの施設内とし、努めて堅ろうな建物、或いは地下施設とする。 初弾の着弾以降も不要な外出を避けることを呼びかける。二次攻撃以降も発射の都度、警報が発令されることから、避難については初弾と同様に、防災放送塔、緊急速報メール、広報車等により即座に伝達する。
避難開始日時	警報発令時
避難完了予定日時	速やかに
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	新庄警察署、最上広域消防本部は、それぞれの車両により、住民への警報の伝達と屋内避難の周知を図っている。
連絡調整先	各機関の調整先は別に示す。（略）
3 事態の特性で留意すべき事項	

(1) 弾道ミサイルの着弾地域の予測は困難であることと、突発的な着弾に備えて、出来るだけ外出を避け、堅ろうな建物や地下施設に避難する。 (2) ミサイルの着弾音と思われる不審な音を聞いた場合、町、消防機関、警察へ通報するよう、住民に周知する。 (3) N B C弾頭が使用される可能性があるため、以下の事項に留意する。 ア ミサイル着弾地の周辺には一般の住民は、興味本位で近づかない。 イ 避難にあたっては、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要により粘着テープ等で目張りを行い、外気からの遮断に留意する。	
4 住民の行動(基本事項)	
4-1 屋内にいる場合	
(1) 屋内にいる場合には直ちに建物の中央部に避難する。 (2) 電車内に在る者に対しては、警報発令時には最寄り駅に下車し、駅舎に避難する。 (3) 車両内に在る者に対しては、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難する場合は道路の左側端に沿って駐車する等、緊急車両の通行の妨げにならない場所）に止める。 (4) 攻撃が沈静化した場合には直ちに最寄りの堅ろうな建物に避難する。	
4-2 屋外にいる場合	
(1) 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける）。 (2) 攻撃が沈静化した場合には直ちに最寄りの堅ろうな建物に避難する。	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	(1) 町及び関係機関は広報車、防災放送塔、緊急速報メール、町ホームページ等により、避難実施要領をあらかじめ伝達する。 (2) 警報が発令された場合は、J-A L E R T、防災放送塔を最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知する。
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
6 緊急時の連絡先	
舟形町 国民保護／緊急対処事態対策本部	電 話：0 2 3 3 - 3 2 - 2 1 1 1 F A X：0 2 3 3 - 3 2 - 2 1 1 7

■パターン２

避難実施要領	
舟形町長 月 日 時 分現在	
屋内避難(集客施設)	
1 県からの避難の指示の内容	
(別添として省略する。略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和 年 月 日 :
発生場所	〇〇地区
実行の主体	武装グループ
事案の概要と被害状況	(1) 〇〇地区で発生した大規模集客施設への攻撃は、多数の死傷者を出し、さらに人的被害は拡大のおそれがある。 (2) 武装グループの行動が不明なため、他地区での二次攻撃の可能性はある。
今後の予測・影響と措置	(1) 警察、自衛隊により攻撃の沈静化を図っているが、武装グループの潜伏位置や勢力等正確な情報が入手できないため、突発的な不足事態の発生が懸念されるため、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれる恐れが少ない。 (2) 警察・消防等によりNBCが検知された場合、風向・風速の状況によっては影響が広範囲に及び、被害が拡大する可能性がある。NBCの影響を考慮し、正確な情報が入手できるまで屋内に一時的に避難させる。
気象の状況	天候：____ 気温____℃ 風向____ 風速____m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	舟形町全域
避難先と避難誘導の方針	(1) 武装グループの勢力・挙動が不明であることから、一時的に屋内避難を行う。必要があると判断された場合、該当地域からの域外避難を行う。 (2) NBC剤の影響が懸念されることから、一時的に屋内避難を行う。必要があると判断された場合、該当地域からの域外避難を行う。 (3) 武装グループの潜伏位置が不明なため、避難誘導は武装警察官及び国民保護等派遣の自衛官が巡回し、警備と同時に屋内への避難を呼びかける。
避難開始日時	直ちに

避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	(1) 警察・自衛隊は武装グループの鎮圧と住民の安全確保を行う。 (2) 消防は安全な地域で周辺の住民の誘導および屋内避難の呼びかけを行う。 (3) 警察、消防はN B Cの検知活動を行い、影響範囲を推定する。
連絡調整先	各機関の調整先は別に示す。(略)
3 事態の特性で留意すべき事項	
(1) 武装グループの潜伏位置、勢力等の判明状況により、事態の長期化のおそれがあるとともに屋内避難継続地域と域外避難実施地域に区分される場合がある。 (2) 屋内避難が長期化する場合、自宅等への個別避難住民に対する食糧や生活必需品等の供給、要援護者・入院患者等への対応が困難となるため、安全確保を前提として、近傍の避難施設へ集団避難させる必要が生じる。 (3) 武装グループのN B C武器保有の可能性に対する配慮が必要である。	
4 住民の行動(基本事項)	
4-1 屋内にいる場合	
(1) 直ちに屋内に避難し、玄関や窓に鍵を掛け、武装グループの進入を防止する。 (2) テレビやラジオ、インターネット等の情報に注意し、正確な情報の入手に努め、安易な判断で外出しない。 (3) エアコンや換気扇を停止し、必要により粘着テープで目張りを行い外気の侵入を遮断する。(N B C対策) (4) 状況により域外への避難が考えられるため、避難に必要となる貴重品や身分証明書、最小限の着替えなど携行品を準備する。	
4-2 屋外にいる場合	
(1) 事案発生地域への進入を極力避ける。また、不審な人物を見かけた際は接触せず、直ちに警察に連絡する。 (2) 警察、消防等の指示に従い、安全な屋内に避難する。 (3) 可能な限り大規模集客施設等に避難する。移動の際は風下への避難を避け、風向きと垂直方向よりも風上へ移動する。(N B C対策) (4) 現場付近で目まいや吐き気など体調不良を感じた場合は直ちに消防等に連絡する。	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	町及び関係機関は広報車、防災放送塔、緊急速報メール、町ホームページ等により避難実施要領を伝達する。ただし、武装グループの潜伏予想地域等危険な地域における巡回広報は、武装警察官や国民保護等派遣の自衛官に依頼する。 域外への避難が必要となる場合についても同様の手段により避難実施要領を伝達する。
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。

6 緊急時の連絡先	
舟形町 国民保護／緊急対処事態対策本部	電 話：0 2 3 3 - 3 2 - 2 1 1 1 F A X：0 2 3 3 - 3 2 - 2 1 1 7

■パターン3

避難実施要領	
舟形町長 月 日 時 分現在	
域外避難	
1 県からの避難の指示の内容	
(別添として省略する。略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和 年 月 日 :
発生場所	舟形駅
実行の主体	武装グループ
事案の概要と被害状況	武装グループが「舟形駅（以下「駅」という。）」に立てこもっており、爆発物を所持しているとみられる。武装グループの要求は、県内で予定されている国際会議の中止であり、明日までに要求が認められない場合、駅を爆破（自爆）すると宣言している。
今後の予測・影響と措置	武装グループが所持している爆発物が爆発した場合、駅を中心に半径 300 メートルまで爆発の被害が及ぶと予測される。 対応に時間を要することが予想されることから、1 日程度避難施設に留まることを考慮することが必要と判断する。
気象の状況	天候：____ 気温____℃ 風向____ 風速____m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	駅を中心とする半径 300mに位置する地区（行政区）
避難先と避難誘導の方針	要避難地域の住民は、避難施設までは原則として徒歩で移動する。 徒歩での避難が困難な要援護者については、自家用車での避難を認めることとする。 また、対策本部は、避難住民の誘導に関し、新庄警察署及び国民保護等派遣の自衛隊の部隊等の長と緊密な連携を保持する
避難開始日時	〇〇日 h 時（ただし、住民避難の安全確保後）
避難完了予定日時	〇〇日 h 時+ 3 時
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	警察：現場の状況から、駅から半径 300 メートル圏内を立入禁止区域に設定し交通規制を実施するとともに武装グループを説得中（応答無し。） 消防：警察の立入禁止区域と同範囲に消防警戒区域を設定し不測の事態に備え、消防車や救急車を待機 鉄道事業者：舟形駅への運行は停止

	バス事業者：駅から半径 300 メートル圏内は運行停止 自衛隊：行動を秘匿しつつ駅を包囲			
連絡調整先	県対策本部：町職員 2 名を派遣 現地調整所：町職員 2 名を配置 その他関係機関：連絡先は別添のとおり。			
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)	武装グループへの回答期限が明日までであることから、明日までに避難を完了する必要がある。			
地域の特性	地域の結びつきが強く、地区（行政区）単位での行動が期待できる。 立入禁止区域内に町役場庁舎が所在するため、役場職員の避難と行政機能も一時移転する必要がある。また、対策本部を区域外に設置し、住民避難の誘導を行う。			
時期による特性	避難実施時が小学校及び中学校の在校時刻の場合、別紙の細部避難要領に従って避難する。			
4 要避難地域及び避難先地域(細部避難要領は「別紙」)による				
区分	要避難地区名	要避難者数	避難先地区名	受入人数
1		人		人
2		人		人
3	別紙 1、2 による			人
4		人		人
5		人		人
5 職員の配置方法				
配置場所	各避難所等			
人数	舟形町地域防災計画で定める避難所運営計画等による			
現地調整所	町職員 2 名			
6 残留者の確認方法				
確認者	町職員、消防職員、警察官、自衛隊			
時期	〇〇日 h 時+ 3 時～			
場所	各戸			
方法	戸別訪問を行い、チャイムを 5 秒間隔で 3 回鳴らし、出ない場合は避難済みであると判断する。			
措置	残留者に対し避難するよう求める			
終了予定日時	〇〇日 h 時+ 6 時			
7 避難誘導等の食料の支援・提供方法				
食事時期	(避難施設において提供)			
食事場所				
提供する食事の種類				

実施担当部署	
8 追加情報の伝達方法	
7	
避難誘導員による連絡、防災放送塔、緊急速報メール、広報車等	
9 避難時の留意事項(主に住民)	
9-1 自宅から避難する場合の留意点	
基本事項	避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等顔写真付きで公的機関発行の本人が確認出来るもの、最小限の着替えや日常品、非常持ち出し品等を携行するものとする。 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。
事態の特性	武装グループへ回答期限が明日までであることから、明日までに避難を完了する必要がある。 集客施設等の一時滞留者は、施設管理者が施設単位で避難誘導を行う。
時期の特性	(雨期、寒冷期に相応の着衣に留意する。)
9-2 避難所屋外での対応	
町職員が避難状況の確認を行う。(町内会長や自主防災組織等の協力による点呼) 集客施設等の滞留者は要避難地域外への帰宅者と避難施設への避難者に区分し、避難者は町職員が居住地の指定避難所へ誘導する。 園児・児童の引き渡しが必要な場合は避難所屋外の指定場所において実施する。	
10 誘導に際しての留意事項(職員)(心得・安全確保・服装等)	
(1) 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 (2) 災害用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。 (3) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼び掛けること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	(1) 防災放送塔を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達し、緊急速報メール、広報車、消防車両を活用する。 (2) 伝達先としてあらかじめ指定している地区長等にメール、FAX等により送付する。
避難実施要領の伝達先	伝達一覧表による。(略)
職員間の連絡手段	別添電話番号表一覧による。(略)
12 緊急時の連絡先	
舟形町 国民保護／緊急対処事態対策本部	電 話：0233-32-2111 FAX：0233-32-2117

■パターン 4

避難実施要領	
舟形町長 月 日 時 分現在	
域外避難	
1 県からの避難の指示の内容	
(別添として省略する。略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和 年 月 日 :
発生場所	舟形駅
実行の主体	国際的なテロ組織
事案の概要と被害状況	国際的テロ集団は、首都圏等で交通機関や集客施設を対象とした同時多発テロが発生している。国際的テロ集団は、犯行予告として「新庄市近郊の交通機関も同時に攻撃する」としている。 政府は、緊急対処事態に認定し、県及び本町を対策本部設置の自治体に指定した。
今後の予測・影響と措置	国際的なテロ組織は、「舟形駅（以下「駅」という。）」を攻撃することが予測され、昨日までの例から駅を中心に半径 300 メートルまで爆発の被害が及ぶと予測される。また、直近では「サリン」による被害も予測され、早期に住民の避難を実施する必要がある。 駅及び周辺の検索、警備の強化等、対応に時間を要することが予想されることから 2 日程度避難施設に留まることを考慮することが必要と判断する。
気象の状況	天候：____ 気温____℃ 風向____ 風速____m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	駅を中心とする半径 300mに位置する地区（行政区）
避難先と避難誘導の方針	要避難地域の住民は、避難施設までは原則として徒歩で移動する。徒歩での避難が困難な要援護者については、自家用車での避難を認めることとする。 また、対策本部は、避難住民の誘導に関し、新庄警察署及び国民保護等派遣の自衛隊の部隊等の長と緊密な連携を保持する。
避難開始日時	〇〇日 h 時（ただし、住民避難の安全確保後）
避難完了予定日時	〇〇日 h 時 + 3 時
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	警察：現場の状況から、駅から半径 300 メートル圏内を立入禁止区域に設定し交通規制を実施

	消防：警察の立入禁止区域と同範囲に消防警戒区域を設定し不測の事態に備え、消防車や救急車を待機 鉄道事業者：舟形駅への運行は停止 バス事業者：駅から半径 300 メートル圏内は運行停止 自衛隊：舟形駅に化学防護部隊を展開し、除染体制を構築			
連絡調整先	県対策本部：町職員 2 名を派遣 現地調整所：町職員 2 名を配置 その他関係機関：連絡先は別添のとおり。			
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)	テロ組織の攻撃の時期が不明なことから、早期に避難を完了させるとともに、昨日までの例から、除染体制の構築が必要である。			
地域の特性	地域の結びつきが強く、地区（行政区）単位での行動が期待できる。 立入禁止区域内に町役場庁舎が所在するため、役場職員の避難と行政機能も一時移転する必要があると同時に、対策本部を区域外に設置し、住民避難の誘導を行う。			
時期による特性	避難実施時が小学校及び中学校の在校時刻の場合、別紙の細部避難要領に従って避難する。			
4 要避難地域及び避難先地域(細部避難要領は「別紙」)による				
区分	要避難地区名	要避難者数	避難先地区名	受入人数
1		人		人
2		人		人
3		別紙 1、2 による		人
4		人		人
5		人		人
5 職員の配置方法				
配置場所	各避難所等			
人数	舟形町地域防災計画で定める避難所運営計画等による			
現地調整所	町職員 2 名			
6 残留者の確認方法				
確認者	町職員、消防職員、警察官、自衛隊			
時期	〇〇日 h 時 + 3 時～			
場所	各戸			
方法	戸別訪問を行い、チャイムを 5 秒間隔で 3 回鳴らし、出ない場合は避難済みであると判断する。			
措置	残留者に対し避難するよう求める			
終了予定日時	〇〇日 h 時 + 6 時			
7 避難誘導等の食料の支援・提供方法				
食事時期	(避難施設において提供)			

食事場所	
提供する食事の種類	
実施担当部署	
8 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による連絡、防災放送塔、広報車、緊急速報メール等	
9 避難時の留意事項(主に住民)	
9-1 自宅から避難する場合の留意点	
基本事項	避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等顔写真付きで公的機関発行の本人が確認出来るもの、最小限の着替えや日常品、非常持ち出し品等を携行するものとする。 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。
事態の特性	テロ組織の攻撃の時期が不明なことから、早期に避難を完了させるとともに、安全が確認されるまで2日程度の避難が必要と予測される。
時期の特性	(雨期、寒冷期に相応の着衣に留意する。)
10 誘導に際しての留意事項(職員)(心得・安全確保・服装等)	
(1) 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 (2) 災害用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。 (3) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼び掛けること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	(1) 防災放送塔を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達し、緊急速報メール、広報車、消防車両を活用する。 (2) 伝達先としてあらかじめ指定している地区長等にメール、FAX等により送付する。
避難実施要領の伝達先	伝達一覧表による。(略)
職員間の連絡手段	別添電話番号表一覧による。(略)
12 緊急時の連絡先	
舟形町 国民保護／緊急対処事態対策本部	電 話：0233-32-2111 FAX：0233-32-2117

細部避難要領

1 避難地区



2 要避難地区と避難先 (住民数は平成30年12月末日現在)

要避難地区				避難先		
地区名	世帯数	住民数	要援護者数	避難所	連絡先	収容可能数
舟形第 1	58	159	1	舟形小学校	TEL32-2106	824
舟形第 2	36	97	1	ほほえみ保育園	TEL32-2120	488
舟形第 3	163	468	4	舟形中学校	TEL32-2108	1, 521
舟形第 4	89	223	3	ほなみ	TEL32-3900	481
西堀	109	323	4	光生園	TEL32-2770	2, 118
合 計	455	1, 270	13			5, 432

3 避難要領

■「舟形駅」より東側の住民

(1)舟形第 1、舟形第 2、舟形第 3、舟形第 4

徒歩で舟形小学校へ移動し、町内会長等の協力を得て、点呼を行う。

■「舟形駅」より西側の住民

(1)舟形第 1、舟形第 2、舟形第 3、舟形第 4、西堀

徒歩で舟形中学校へ移動し、町内会長等の協力を得て、点呼を行う。

4 要援護者の避難

健康福祉課が主体的に避難先の調整を行い、要援護者情報を新庄警察署及び最上広域消防本部へ情報提供し、必要に応じて救急車による搬送に努めるとともに、民間介護・福祉車両等の活用を図る。また、徒歩での避難が困難な要援護者については自家用車での避難を認め、必要に応じて、福祉避難所への避難も行う。

5 児童生徒の避難(舟形小学校、舟形中学校)

(1)児童生徒の居住地が要避難地域の場合

当該居住地の指定避難先にバス等により避難させる。避難所においては、避難所屋外の指定場所で学校職員と町職員が協力して児童生徒を親族へ引き渡す。

(2)児童生徒の居住地が要避難地域外の場合

親族に連絡し、当該学校での引渡しを行う。

6 園児の避難(ほほえみ保育園)

(1)園児の居住地が要避難地域の場合

当該居住地の指定避難所にバス等により避難させる。避難所においては、避難所屋外の指定場所で園職員と町職員が協力して園児を親族へ引き渡す。

(2)園児の居住地が要避難地域外の場合

親族に連絡し、当該園での引渡しを行う。

7 その他

避難（移動）に際しては、「駅」から半径 300mの通行は最短時間に努める。

要避難地域からの避難方向

